## 社会保険などに加 を行う大切な医療保険制度で して治療を受けることができ したときに安心 して

税率は、 人以外は、 充実に向けて毎年 安定した運営や、 、ます。 や生活保護を受給 ます す 一保事業の 療費などの給付 保険事業の 加 見直されて 入対象者 して 健全で 17 17 る る

ての加入 民健康 医療給付費分(医療分)・・・・・・国保加入者全員が対象

後期高齢者医療支援金等分(支援金分)・国保加入者全員が対象 介護納付金分(介護分)・・・・・・40歳以上65歳未満の人が対象

#### 医療分 介護分 後期高齢者医療支援金 分 X 現行 改正後 現行 現行 改正後 改正後 (前年分所得 6.50% 8.00% 2.77% 2.00% 1.65% 2.04% 所得割額 -33万円) ×税率 本年度 7.00% 8.00% 3.10% 2.30% 5.50% 5.70% 資産割額 固定資産税額 ×税率 被保険者 5,400円 均等割額 19,500円 19,500円 6,300円 7,500円 7,500円 1人につき 1世帯に 20,000円 20,000円 6,500円 5,600円 6,400円 6,400円 平等割額 課税限度額 470.000円 500,000円 130,000円 100,000円 120.000円 100,000円

所得割率

7.32%

#### 【表 2 】 平成22年度後期高齢者医療保険料

被保険者 均等割額 【40.020円】

**☎**0220 (22) 国民健康保険税器

6

総務部税務課 各総合支所 【問い合わせ】

所得割額

基礎控除(33万円) 後の総所得金額など

者に課税される分) 付費分」(国保のすご

べて

保険税に含ま

れる、

今回の改正では、

齢者支援金等分」(後期高齢者者に課税される分)・「後期高

医療制度の

医

療費に

充てる

■国民健康保険税率改正表

が社会保険をやめた場合動的には変更されません) ②国民健康保険から社会保険 手続きをして などの場合は、 転入・転出 (国民健康保険の 国民健康保 くださ 者が 険 0 41 加 資格は自 る場合で、

されまし

た。

22~23年度) 改正では、

の保険料が改正 後2年間 険料が見直されます。

今回の (平成

今

退職時までの順相談ください。 今年 持参くださ  $\dot{o}$ 収 収入見込みが分かる資までの源泉徴収票などの際は、離職証明書や などをご

2年ごとに保

の医療制度で、の医療制度で、の医療制度で、ののの原物を

定の障害を

の人が加入対象の障害ある65歳

保険料に

つ者に

て療

項の規定に基づき、が困難な場合は、減 保険税の全部 は各総合支所地域生活課にご 税務課国民健康保険税係また 免される場合がありますので な場合は、減免取扱要病気などにより納付 または 国民健康 一部が減

後期高齢 者医 療保 険料

国民健康保

険

## 国民健康保険の 全・安定化に向 険制度は て

月で、7月以降の納付分新しい税率の適用は今年 「介護納付金分」 につい (介護費 付分 まし て 年のた。

【表 1】

## ◆後期高齢者医療被保険者証について

国民健康保険高齢受給者証が更新されます

75歳以上の人および65歳以上で障害認定を受けている人に交付している 「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日までとなっていて8月 以降は使用できなくなります。

後期高齢者医療被保険者証と

新しい被保険者証は、7月20日以降に区長さんが配布しますので、受領し てください。

※有効期限の切れた被保険者証(オレンジ色)は、8月になったら破棄し てください。また8月から医療機関などを受診される場合は、新しい被 保険者証(緑色)をご使用ください。

### ◆国民健康保険高齢受給者証について

70歳から74歳までの人(後期高齢者医療被保険者は除く)に交付している 「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限も、7月31日までとなっています。 新しい高齢受給者証は、後期高齢者医療被保険者証の配布と同じ時期に区 長さんが配布します。

※有効期限の切れた受給者証については、8月になったら破棄してください。

#### ◇一部負担金の負担割合について

一部負担金の割合については、軽減特例措置の延長に伴い、平成22年4月 から23年3月まで1割のまま据え置かれたことにより、高齢受給者証には 「2割(平成23年3月31日までは1割)」と表記されています。

#### ◇受領した際に、次の点を確認してください。

▶被保険者証、受給者証を受け取ったら、記載内容に誤りがないか確認し 区長さんが持参する受領書に受領印を押してください。

【問い合わせ】 市民生活部国保年金課 ☎ 0220 (58) 2166

# の用紙 似の色は、ピンク色は、ピンク色 色

のト

)用紙の色は、緑色で、後期高齢者医療被保

す。者

証

医热器

後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険高齢受給者証

登 米 虚城県

者証 す

## 一部負担 金の割合 発効期日 保険者委号点 びに保険者の

# 新たな高齢者医療制度に係る 「地方公聴会」が開催されます

高齢者をはじめ国民の皆さんのご意見を、高齢者医療制度改革会議における議論に幅広く 反映できるよう各地で「地方公聴会」を開催いたします。【参加には入場券が必要です】

#### 【宮城県会場】

【日時】8月4日(水) 午後1時(12時開場)

【会場】太白区文化センター(たいはっくる) 仙台市太白区長町五丁目3番2号 次の事項を記載のうえ、はがき、FAXまたは電子メールでお申込みください。(申込者多数の場 合は抽選となります)

①「高齢者医療制度公聴会 参加希望」と記載 ②開催地(宮城県会場名を記載) ③氏名(フ ④郵便番号・住所 ⑤電話番号 ⑥職業 ⑦年齢

【締め切り】7月22日(木)(郵送の場合は当日までの消印有効)

【申し込み・問い合わせ】〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省保険局高齢者医療課

**☎** 03 (5253) 1111 FM 03 (3595) 3506 ⊠kochokai@mhlw.go.jp

## 一人当たりの保険料

異動届は忘れずに国民健康保険資格の

減免について国民健康保険税の

**5** | Jul.2010